

松本市告示第367号

松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月29日

松本市長 臥雲 義尚

松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乗鞍高原地域における民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロを実現するため、脱炭素先行地域づくり事業に係る設備等の導入等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「脱炭素先行地域づくり事業」とは、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第3条第2項に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 脱炭素先行地域に選定された地域（乗鞍高原地域）において対象事業を行う者であること。
- (2) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる事業、設備、補助要件、補助率及び経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「要領」という。）別紙1地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）のうち別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、

これを切り捨てるものとする。

(交付の条件等)

第5条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- (2) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (3) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (4) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであって、中古設備でないこと。
- (5) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について国によるJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (6) 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- (7) 対象設備について、設置又は工事の施工をすること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 仕様書又はカタログの写し
- (3) 工事対象箇所の写真
- (4) 市税の滞納がない証明書
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付の申請に当たり、対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と

認めるときは、松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更、中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金変更・中止承認決定書（様式第4号）により通知するものとする。

（状況報告等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに、松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 保証書、納品書又は出荷証明書等、新品の機器を設置したことが確認できる書類
- (3) 工事後の写真
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 市長は、補助事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分について

てはこの限りではない。

- (1) 交付決定者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付決定者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 市長は、前項の規定により交付決定額を減ずる決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合又は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還については、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（関係書類の保管）

第14条 交付決定者は、当該補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（対象設備の管理）

第15条 対象設備等の設置等をした交付決定者は、その対象設備等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

2 前条に定める処分制限期間を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	対象設備	補助要件	補助率	対象経費
要領別紙1の1 (2)アに規定する 再エネ設備整備	太陽光発電設備	要領別紙 1の交付 要件のと おり	3分の 2	要領別表 第1のと おり
	熱利用設備（再生可能エネルギー熱（バイオマス熱利用）に限る。）			
要領別紙1の1 (2)イに規定する 基盤インフラ整備	蓄電池			
要領別紙1の1 (2)ウに規定する 省CO2等設備 整備	既存住宅断熱改修			
	高効率換気空調設備、高効率照明機器及び高効率給湯器			